

■基本計画

1. 目標の設定

政策目標

基本構想で示された政策の柱に基づき
目標とする「5年後のまちの姿」を設定します。

施策目標

政策目標を達成するために
さらに具体的にめざすべき「5年後のまちの状態」を設定します。

1) 政策の柱Ⅰ 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

● 政策目標Ⅰ-1 地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち

<自然との共生>

・ひとたび破壊されてしまった自然は二度と戻ることなく、もとの状態に近づけるにも多大な時間と労力を要します。私たちは、この美しい地球の環境と身近な自然を守らなければなりません。

そこで、目標とするまちの姿を「地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち」とします。

・市民と市はともに地球の環境を守る大切さを学び、自らの暮らしや事業活動において常に環境に対し配慮し、豊かな自然のなかで、人と人、人と自然がふれ合うことのできる場をつくりだすことが必要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

I-1-1 環境への負荷の少ない暮らしや事業活動が行われている

I-1-2 豊かな自然のなかに、ふれ合いの場が整備されている

● 政策目標Ⅰ-2 まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち

<歴史・文化の継承>

・丸亀市の歴史や文化は、丸亀市独自のものとして、先人から受け継いできた大切な財産です。その受け継いできた貴重な財産を、市民の心のよりどころとして大切に保存し、さらに後世に伝えなければなりません。

そこで、目標とするまちの姿を「まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち」とします。

・市民一人ひとりがその価値を理解し、貴重な歴史的遺産や古くから伝わるまち並みを大切に保存し活用する必要があります。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

I-2-1 歴史的遺産の価値が理解され、守られている

2) 政策の柱Ⅱ 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る

● 政策目標Ⅱ－1 日常生活が便利で快適なまち

<生活環境の整備>

- ・市民にとって、日々の生活が便利で快適であることは、住む場所を選択するうえでの大きな要素となっています。市民が丸亀市にずっと住み続けたいと思えるためには、まちの利便性と快適性をより高める必要があります。

そこで、目標とするまちの姿を「日常生活が便利で快適なまち」とします。

- ・社会の高齢化が進むなか、安全で便利な生活をするための公共交通機関や道路、日常生活を快適に過ごすための上下水道や公園など、生活の基本となる住環境の整備が強く求められています。また、高齢者や障害者が安全で安心して利用できるように配慮した施設の整備が必要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

- Ⅱ－1－1 地域特性を活かした土地利用により、良好な生活空間が築かれている
- Ⅱ－1－2 公共交通機関や道路が整備され、安全で便利な生活ができる
- Ⅱ－1－3 上下水道が整備され、快適で文化的な生活ができる

● 政策目標Ⅱ－2 活力とにぎわいに満ちたまち

<産業の活性化>

- ・市民が充実した生活を送るためには、産業を活発にし、まちの活力を生み出すことが重要です。

そこで、目標とするまちの姿を「活力とにぎわいに満ちたまち」とします。

- ・産業活動は、さまざまなサービスの提供を通じて、市民の生活を支える基盤であり、また人々の働く場を確保するものでもあります。まちに活力を生み出すためには、地域産業の活性化と雇用機会の拡大を図る必要があります。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

- Ⅱ－2－1 地域産業が活発で、身近に働く場がある

3) 政策の柱Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る

● 政策目標Ⅲ－1 災害や犯罪から人や地域をまもるまち

＜防犯・防災＞

- ・誰もが安心して暮らせるまちをつくるためには、自然災害や事故災害、犯罪から人や地域を守らなければなりません。最大限できる措置を普段しておくことが、災害時に被害を最小限にとどめ、また不慮の事故が発生した際に大切な命を救うことにつながります。そこで、目標とするまちの姿を「災害や犯罪から人や地域をまもるまち」とします。
- ・人の命や地域を守るためには、いつ発生するか予測できない事態に備え、公共施設を整備・改修し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれる体制を整えること、さらに市民と市が常に防災・防犯意識を持ち、甚大な被害や犯罪を未然に防ぐことが重要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

- Ⅲ－1－1 公共施設に十分な耐震性があり、地域の防災性が保たれている
- Ⅲ－1－2 防災・救急体制が整っている
- Ⅲ－1－3 事故・犯罪の発生しにくい安全・安心なまちである

● 政策目標Ⅲ－2 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち

＜保健・福祉＞

- ・少子高齢化や核家族化、生活様式の変化などにより、地域において支え合う機能が低下するなか、保健・福祉に対するニーズは一層増大し、かつ多様化しており、そうした市民のニーズに応えていかなければなりません。そこで、目標とするまちの姿を「住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち」とします。
- ・高齢者や障害者が安心して暮らせ、自らの選択と行動により自立した日常生活が送れるように、高齢者・障害者福祉を充実し、また市民一人ひとりが保健と福祉を自分のこととして考え、地域の人々がともに支え合い、互いの健康の増進と生活の充実に努めることが重要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

- Ⅲ－2－1 高齢者・障害者が健康で安心して生活できる
- Ⅲ－2－2 市民がともに支え合い、地域の保健・福祉が充実している

4) 政策の柱Ⅳ 心豊かな人が育ち、誰もが生きがいを感じるまちを創る

● 政策目標Ⅳ－1 互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち

<人権>

- ・誰もが日々いきいきと暮らせるためには、まず市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、あらゆる差別を無くし、すべての市民が平等に自らの個性と能力を発揮できる社会でなければなりません。

そこで、目標とするまちの姿を「互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち」とします。

- ・人権尊重社会を実現するためには、市民と市がともに人権に関する正しい知識を持ち、あらゆる機会を通じて意識の啓発に努め、性別に関係なく社会に参画し、責任や喜びを分かち合える社会づくりが必要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

Ⅳ－1－1 市民の人権が尊重されている

Ⅳ－1－2 男女が対等に社会に参画し、ともにいきいきと暮らしている

● 政策目標Ⅳ－2 元気で心豊かな子どもたちが育つまち

<子育てと教育>

- ・犯罪の増加やモラルの低下などが問題となっている現在の社会において、丸亀市で生まれ育つ子どもたちは、元気で心豊かであってほしいと願います。

そこで、目標とするまちの姿を「元気で心豊かな子どもたちが育つまち」とします。

- ・心豊かでたくましい子どもたちが育つためには、子どもたちが地域社会のなかでより多くの人と接し、人に対する優しさやマナー、豊かな感性を養うとともに、充実した学校教育のなかで、学力・体力の向上に努め、生きる力を身につけることが必要です。また、子どもたちを安心して育てることができるように、家庭、地域、学校、行政が一体となって子育てに対する総合的な支援体制をつくるのが大切です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

Ⅳ－2－1 人に対するやさしさやマナー・豊かな感性が育っている

Ⅳ－2－2 子どもたちの学習する環境が整っている

Ⅳ－2－3 安心して子育てができる環境が整っている

● 政策目標Ⅳ－３ 市民が生きがいをもって暮らせるまち

<生涯学習>

- ・私たちが元気で輝いているためには、市民一人ひとりに活躍の場があり、自らの能力を高めることに生きがいを感じる事が大切です。

そこで、目標とするまちの姿を「市民が生きがいをもって暮らせるまち」とします。

- ・人の生きがいは、生涯にわたり自らを高め、学ぶ喜びを実感し、家族や仲間との活動を通じた楽しさのなかから生まれます。そのためには、芸術や文化、スポーツなどの活動や、国内外での交流活動が活発に行われ、積極的に市民が参加していることが重要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

Ⅳ－３－１ 芸術・文化活動や人と人の交流を通じ、生きがいを感じている

Ⅳ－３－２ スポーツ・レクリエーション活動を通じ、生きがいを感じている

計画推進のために

５) 政策の柱Ⅴ 自治・自立のまちを創る

● 政策目標Ⅴ－１ 市民がつくるまち

<市民自治>

- ・地方分権の流れのなか、自治の進展と自立したまちを実現するためには、市民自らが自治の主体であることを認識し、自主性と責任を持ってまちづくりに取り組むことが重要です。

そこで、目標とするまちの姿を「市民がつくるまち」とします。

- ・「自治基本条例」では基本原則として、市民と市は一人ひとりの人権を尊重すること、市政に関する情報を共有し合うこと、市民は、市政への参画の機会が保障されること、市民と市は、協働してまちづくりを行うこと、市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されることを定めています。この自治の基本原則に基づき、市民一人ひとりが主体となって、まちづくりに取り組むことが重要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

Ⅴ－１－１ 市政に関する情報が共有されている

Ⅴ－１－２ 市民が市政に参画している

Ⅴ－１－３ 市民と市の協働によりまちがつけられている

Ⅴ－１－４ 地域コミュニティが自らまちづくりに取り組んでいる

- ・ 税収や地方交付税が伸び悩み、競艇事業収益が見込めないなど、本市の財政状況は予想以上に厳しく、行財政基盤の抜本的な改革が急務となっています。地方分権時代に入り自治体の自己決定権が拡大されるなかで、市民にとって真に必要なサービスを提供し、市民の視点に立った市民本位の行政を実現しなければなりません。

そこで、目標とするまちの姿を「市民とともに改革するまち」とします。

- ・ 行財政改革の推進にあたっては、「最少の経費で最大の効果をあげる」という原点に立ち返り、歳入の確保と歳出の削減に努め、市民の多様なニーズに応えるべく、効率的かつ効果的な行政運営が行われる体制を整えなければなりません。そして、まちの将来像を実現するために、目標を明確に掲げ、目標達成に向けた施策が着実に実行されるよう、進行管理することが重要です。

こうした状況をふまえ、以下に示すようなまちの状態をめざします。

施策目標

V-2-1 健全な財政運営が行われている

V-2-2 効率的な行政システムが構築されている

V-2-3 目標達成に向けて、着実な進行管理が行われている

将来像

自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市

基本構想

まちづくりの基本理念

～ 協創でつながるまち 丸亀 ～

【人と人の協創】【自然や歴史、まちの協創】【市民と行政の協創】

行政運営の方針

一体的発展と融和 安全・安心の確保 市民参画と協働 行財政改革の推進

政策の柱

- I 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る
- II 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る
- III 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る
- IV 心豊かな人が育ち誰もが生きがいを感じるまちを創る
- V 自治・自立のまちを創る
計画推進のために

基本計画

政策目標

- 1 地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち【自然との共生】
- 2 まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち【歴史・文化の継承】
- 1 日常生活が便利で快適なまち【生活環境の整備】
- 2 活力とにぎわいに満ちたまち【産業の活性化】
- 1 災害や犯罪から人や地域をまもるまち【防犯・防災】
- 2 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち【保健・福祉】
- 1 互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち【人権】
- 2 元気で心豊かな子どもたちが育つまち【子育てと教育】
- 3 市民が生きがいをもって暮らせるまち【生涯学習】
- 1 市民がつくるまち【市民自治】
- 2 市民とともに改革するまち【行政改革】

施策目標

- I-1-1 豊かな自然のなかに、ふれ合いの場が整備されている
- I-1-2 環境への負荷の少ない暮らしや事業活動が行われている
- I-2-1 歴史的遺産の価値が理解され、守られている
- II-1-1 公共交通機関や道路が整備され、安全で便利な生活ができる
- II-1-2 地域特性を活かした土地利用により、良好な生活空間が築かれている
- II-1-3 上下水道が整備され、快適で文化的な生活ができる
- II-2-1 地域産業が活発で、身近に働く場がある
- III-1-1 防災・救急体制が整っている
- III-1-2 公共施設に十分な耐震性があり、地域の防災性が保たれている
- III-1-3 事故・犯罪の発生しにくい安全・安心なまちである
- III-2-1 高齢者・障害者が健康で安心して生活できる
- III-2-2 市民がともに支え合い、地域の保健・福祉が充実している
- III-2-3 市民がともに支え合い、地域の保健・福祉が充実している
- IV-1-1 男女が対等に社会に参画し、ともにいきいきと暮らしている
- IV-1-2 市民の人権が尊重されている
- IV-2-1 安心して子育てができる環境が整っている
- IV-2-2 子どもたちの学習する環境が整っている
- IV-2-3 人に対するやさしさやマナー・豊かな感性が育っている
- IV-3-1 スポーツ・レクリエーション活動を通じ、生きがいを感じている
- IV-3-2 芸術文化活動や人と人の交流を通じ、生きがいを感じている
- V-1-1 市民が市政に参画している
- V-1-2 市民が市政に参画している
- V-1-3 市民が市政に参画している
- V-1-4 市民が市政に参画している
- V-2-1 健全な財政運営が行われている
- V-2-2 効率的な行政システムが構築されている
- V-2-3 目標達成に向けて、着実な進捗管理が行われている

2. 目標達成に向けた取組

目標達成に向けた取組を、以下のとおり位置づけて施策目標ごとに示します。

◆基本方針

施策目標の達成に向けた取組を方針として示します。

◆主要な施策と主な事業

目標達成に向けて進める主要な施策と実施する主な事業を示します。

◆成果指標

・達成度を測るための指標

施策目標の達成度を測るために、施策ごとに指標を挙げ施策の進行管理を行います。

指標には、基準値と目標値を掲げます。

基準値 : 平成 18 年 3 月末現在の数値を基準とし、それ以外の場合は () 書き
で基準時点を示します。

基本計画目標値 : 前期基本計画最終年度 (平成 23 年度) の目標数値を掲げます。

将来目標値 : 総合計画最終年度 (平成 28 年度) の目標数値を掲げます。

・市民の役割、市の役割

まちづくりの基本理念である『協創でつながるまち』を基に、目標達成に向けた施策の推進にあたり、「市民の役割」と「市(行政)の役割」を示します。

※ここでいう「市民」には、市内において事業又は活動を行う法人その他の団体を含みます。